

第3章 水防応急活動

第1節 水防要員の出動

第1 出動の指令

《危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》
 区長、消防署長又は消防団長は、太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報が発令されたとき又はその他水防上必要と認めるときは、水防要員に出動の準備等を行わせ、又は出動の指令を行う。

1 状況に応じた活動内容

水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。

(1) 洪水等

状況	活動内容
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発令されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位に達したとき。	1 気象情報、水位情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発令されたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	1 気象情報や各地の雨量・水位の状況等の収集・把握 2 河川堤防等の巡視 3 土のう積み等の浸水防止対策の実施 4 状況に応じた避難情報の伝達及び周知 5 住民から異常通報があった地域（過去に災害があった場所を含む。）や危険区域への巡視の強化 6 水防資機材等の準備
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発令されたとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難の伝達及び周知 2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発令されたとき。 2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

(2) 高潮

状況	活動内容
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発令されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発令されたとき。	1 台風の進路や高潮に関する気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発令されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発令されたとき。 3 潮位の予測が T.P. + 2.1m 以上のとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視 2 土のう積み等の浸水防止対策の実施 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備

1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 3 潮位の予測が T.P. + 2.5m以上のとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化 2 浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の発令 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

(3) 土砂災害

状況	活動内容
強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む。）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

(4) 津波

状況	活動内容
太田川河川事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 津波に関する情報、地震による堤防決壊情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 3 水防資機材等の準備
太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視 2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導 3 必要と認める場合には、応急工作の実施 4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知 5 避難場所の開設及び避難誘導

※1 水防要員は、自らの避難に要する時間及び津波到達予想時刻を考慮し、活動限界時間を設定した上で活動する。
※2 自身の危険性が高いと判断したときは、避難を優先する。
※3 地震の揺れによって、堤防の決壊（破堤）による浸水が発生した場合には、浸水の状況を考慮して活動を行う。

2 出動の指令区分

- (1) 警戒・広報出動
- (2) 調査出動
- (3) 応急工作出動
- (4) その他特命出動

第2 出動の事前協議

《各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長、消防署長及び消防団長は、水防要員の出動を円滑に行うため、あらかじめ出動指令の方法、出動分担、出動区域及び出動人員等必要な事項を協議しておく。

第2節 水防要員の安全配慮

《危機管理室、消防局消防団室・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

水防要員は、安全管理を徹底し、水防要員自身の安全確保に留意する。

- 1 水防活動現場（警戒巡視箇所等を含む。）への出動等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。
- 2 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命ボート等の資機材を有効に活用する。
- 3 土石流による土砂等の堆積状況など、災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる安全な場所等への警戒員の配置及び水防要員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての水防要員に周知する。
- 4 水防活動や避難誘導などに当たっては、水防要員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間と津波到達時刻等を考慮するとともに、水防要員が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。
- 5 警戒員等から緊急退避の警笛（長声2回）又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、水防要員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避する。

第3節 警戒・広報活動の実施

第1 警戒・広報要員の任務

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

警戒・広報出動の指令を受けた水防要員（以下「警戒・広報要員」という。）は、河川、海岸、急傾斜地等のうち、別表第5に掲げる水防上重要な場所及び過去に災害のあった場所を中心に巡回し、必要に応じて地域住民の水害に対する警戒の呼びかけ等の広報活動を行うとともに、次の事項を発見したときは、直ちに区長、消防署長又は消防団長に報告しなければならない。

- 1 護岸や堤防の越水・亀裂・欠け崩れ等
- 2 山崩れ・がけ崩れ等
- 3 その他水防上危険と認める事項

第2 関係者への措置要請及び報告

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

- 1 区長、消防署長又は消防団長は、警戒・広報要員から水防上危険な事項について報告があったときは、必要な指示を行うとともに、直ちに河川・海岸堤防等の関係者に

連絡して必要な措置を求めなければならない。この場合、区長、消防署長及び消防団長は必要に応じて求める措置について協議する。

- 2 前項の規定により関係者に必要な措置を求めた場合は、その状況を危機管理担当局長に報告する。

第4節 被害状況等の調査

第1 調査要員の任務

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

調査出動の指令を受けた水防要員（以下「調査要員」という。）は、直ちに被害場所等の調査を行い、被害の種別及び程度又は応急工作の要否等必要な事項を、区長、消防署長又は消防団長に報告しなければならない。

第2 被害状況等の報告

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

- 1 区長、消防署長又は消防団長は、調査要員から被害状況等について報告があったときは、必要な指示を行うとともに、危機管理担当局長に報告する。
- 2 堤防の決壊等の重要な被害については、当該区域を管轄する警察署及び河川管理者にその状況を通報する。

第3 被害報告の取りまとめ及び県への報告

《危機管理室》

- 1 危機管理担当局長は、区長・消防署長又は消防団長から報告を受けたときは、被害状況の取りまとめを行うとともに、必要と認める各局等及び各区の長に連絡する。
- 2 市長（危機管理室）は、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策、第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところにより、県に対して被害状況の報告を行う。

第5節 応急工作の実施等

第1 応急工作の実施

《各区維持管理課・農林課・地域整備課、各消防署》

- 1 応急工作出動の指令を受けた水防要員（以下「工作要員」という。）は、水害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、速やかに応急工作を実施し、被害の拡大防止又は発生防止に努めなければならない。
- 2 区長は、応急工作の実施に当たり特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導するため、あらかじめ指名した職員（以下「技術指導員」という。）を派遣する。

第2 応急工作の関連措置

《各区維持管理課・農林課・地域整備課、各消防署》

- 1 工作要員は、応急工作の実施に際し、二次災害の発生防止等安全確保を図るため、必要に応じて警戒区域の設定又は監視員の配置等必要な措置を講じる。
- 2 水防要員（消防団員を除く。）は、応急工作を実施したときは、工作时又は事後において現場写真の撮影等記録保存を図る。

第6節 水防資機材の整備・運用

第1 水防倉庫の位置及び水防資機材の備蓄

《消防局警防課》

- 1 市有の水防倉庫の位置は、別表第6及び資料編「水防計画附図」のとおりである。
- 2 水防資機材の備蓄基準は、別表第7のとおりとする。

第2 備蓄資機材の使用・補給

《消防局総務課・警防課、各消防署》

- 1 備蓄資機材の使用は、管理責任者たる消防署長が決定し、出庫する。
- 2 消防署長は、所轄水防倉庫の出庫資機材が備蓄基準数の過半に達したときは、消防局長に緊急補給を要請しなければならない。
- 3 消防局長は、前項の要請があったときは、資機材の配置替え又は緊急購入等により補給する。

第3 国及び県が所有する備蓄資機材の活用

《危機管理室、消防局警防課》

- 1 備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、国及び県の所有する備蓄資機材を使用する場合には、太田川河川事務所長、西部建設事務所長又は広島港湾振興事務所長に要請する。
- 2 国及び県の所有する備蓄資機材は、別表第8のとおりである。

第7節 緊急輸送の実施

第1 緊急輸送車両

《道路交通局道路管理課、消防局施設課、各区建築課》

- 1 応急工作等に必要な人員又は水防資機材等の緊急輸送は、原則として消防機関又は市有車両等により行う。
- 2 消防機関の有する車両等は、別表第9のとおりである。
- 3 市有建設車両は、別表第10のとおりである。

第2 優先通行標識

《道路交通局道路管理課、消防局施設課、各区建築課》

緊急輸送等に使用する車両に取り付ける優先通行標識は、別表第11のとおりとする。

第8節 応援要請

第1 警察への応援要請

《各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長又は消防署長は、水防のため必要があるときは、当該区域を管轄する警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第2 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請等

《危機管理室》

自衛隊又は他の地方公共団体等への応援要請等は、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策、第25節 応援要請及び協力要請」に定めるところにより行う。

第9節 関連応急対策

《各局等、各区》

この章における水防応急活動の実施に際し、救難・救助・保健衛生活動等関連する応急対策については、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策」に定めるところによる。